

尼崎市特別職報酬等審議会
資 料 第 1 号
令和 6 年 1 2 月 3 日

尼崎市特別職報酬等審議会運営関係資料

尼崎市

尼崎市特別職報酬等審議会における運営に関する事項について

尼崎市特別職報酬等審議会「以下「審議会」という。」の会議を開催するにあたり、別添の尼崎市特別職報酬等審議会運営要綱及び下記の事項について、ご了解いただきますようお願いいたします。

1 会議の公開、傍聴について

透明性の確保の観点から、審議会における審議内容は原則公開とします。また、開催日についても、市のホームページ等を活用して公表し、傍聴者を受け付けます。

なお、会議の適正な運営を確保する観点から、別添のとおり、傍聴に関する取扱いを定めています。

2 議事録の作成について

開催ごとに、議事録の作成を行い、委員2名からの議事録の承認（メール）を受け完結することにより、会議の適正な運営に努めることとしています。

委員昇任の順序については、名簿掲載順に2名とします。

また、承認された議事録について、すみやかに市ホームページ等に掲載することにより、広く市民等に周知します。

3 審議会出席に係る報酬の支払いについて

審議会の出席に係る報酬については、地方自治法により支給することが決められており、本市では一人1回あたり、10,000円を支給します。

以 上

尼崎市特別職報酬等審議会に係る傍聴の取扱いについて

(傍聴人の定数)

- 1 傍聴人の定数は10人とする。

(傍聴の手続き)

- 2 傍聴人に対しては、所定の入口で自己の住所及び氏名を傍聴人名簿に記入させるものとする。
- 3 傍聴の受付は会議開催予定時刻の20分前から先着順で行い、定員になり次第、受付を終了する。

(傍聴することができない者)

- 4 酒気を帯びていると認められるものその他会議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められるものは傍聴することができない。

(傍聴人の守るべき事項)

- 5 傍聴人は次の事項を守らなければならない。
 - (1) 静粛を旨とし、けん騒にわたる行為をしない。
 - (2) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) その他会議の妨害となるような行為をしないこと

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

- 6 傍聴人は、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

(係員の指示)

- 7 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

- 8 傍聴人がこの取り扱いに反する行為を行ったときは、会長はこれを制止し、その求めに応じないときは、その応じないものを退場させることができる。

付 則

この要綱は、令和6年12月3日から施行する。

尼崎市特別職報酬等審議会 傍聴者の募集

ページ番号1039715

更新日 2024年11月18日

第1回 傍聴者の募集

市長等の退職手当の適正な水準を検討するため、尼崎市特別職報酬等審議会を開催します。
開催に当たって、当審議会の傍聴を希望される方を次のとおり募集します。

日時

令和6年12月3日（火曜日）

午後1時から午後3時までの予定

（注）傍聴を希望される場合は、会議開催時間までに開催場所にお越しください。

場所

市役所本庁舎北館 4-1会議室

傍聴者定員

10名

傍聴の受付は会議開催予定時刻の20分前から先着順で行い、定員に達した場合はその時点で受付を終了します。

その他

開催日時及び開催場所については、変更となる場合がありますので、必ずご確認ください。

このページに関するお問い合わせ

総務局 人事管理部 給与課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

本庁中館4階（給与厚生担当・労務担当）

本庁北館4階（職員健康推進担当）

電話番号：

06-6489-6181（給与厚生担当・労務担当）

○尼崎市特別職報酬等審議会条例

昭和40年12月27日
条例第37号

(設置)

第1条 市議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに市長及び副市長の給料、期末手当及び退職手当の額(以下「報酬等の額」という。)について、市長の諮問に応じ、審議するため、尼崎市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(平18条例53・平19条例3・平20条例25・平23条例22・一部改正)

(諮問)

第2条 市長は、報酬等の額の設定又は改定に係る条例の議案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会に諮問するものとする。
(平18条例53・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、尼崎市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平18条例53・一部改正)

(会長等)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(平18条例53・一部改正)

(招集)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(平18条例53・一部改正)

(会議)

第6条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平18条例53・一部改正)

尼崎市特別職報酬等審議会運営要綱

(この要綱の目的)

第1条 この要綱は、尼崎市特別職報酬等審議会条例（昭和40年条例第37条）第7条の規定に基づき、尼崎市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の欠員)

第2条 委員に欠員が生じたときは、市長は、新たな委員を選任することができる。
2 前項の場合において、新たな委員が選任されるまでの間は、在任の委員で審議を行う。

(審議会等の公開)

第3条 審議会及び審議録は、公開する。
2 前項の規定に関わらず、会長が特に必要と認めるときは、審議会に諮って審議会及び審議録を非公開とすることができる。

(会議録)

第4条 審議会の会議次第等は、会議録に記載するものとする。なお、あらかじめ会長が指名する委員の確認によって承認するものとする。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(表決)

第6条 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長が決する。
2 前項の場合において、会長は、委員として表決に加わることができない。

(答申)

第7条 審議会は、当該諮問に係る審議を終了したときは、その結果を文書で市長に答申するものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務局人事管理部給与課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年12月3日から施行する。